

長崎南高等学校 学校いじめ防止基本方針

1 学校いじめ防止基本方針

全生徒が安心して学校生活を送り、様々な教育活動に意欲的に取り組み、お互いの人格を尊重したり、心が通い合う人間関係を構築する能力の涵養に努める。そのためには、学校内外でいじめが行われないようにし、自己肯定感や充実感を得られる学校づくりを目指すとともに、いじめが、いじめられた生徒の心身に大きな影響を及ぼす行為であることを、生徒に十分理解させていく。

2 いじめ対策委員会

「いじめ対策委員会」を下記の構成メンバーで組織し、いじめの防止・早期発見・措置等に組織的に対応するとともに、必要に応じて外部専門家の指導・助言を得たり、地域関係者とも連携を十分図るなどしながら、いじめ問題に機能的に対処していく。

【構成メンバー】

- 本校教職員：管理職、生徒指導主事、教育相談主任、学年主任、養護教諭、学級担任・副担任、部活動顧問等
- 外部専門家：心理や福祉の専門家、医師、弁護士、児童相談所職員、警察官等
- 地域関係者：PTA役員、保護者、学校評議員、民生委員等

3 学校いじめ防止基本方針の内容

(1) いじめ防止

ア 教職員の取組

- 人権教育を充実させ、お互いを思いやり尊重し、生命を大切にする指導など、道徳性の育成に努める。
- 特定の職員が問題を抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制を確立する。
- 「いじめ対策ハンドブック」等を活用するなど、いじめ問題に関する教員の指導力を向上させる。
- 「発達障害を含む障害のある児童生徒」「海外から帰国、または国際結婚などの外国とつながる生徒」「性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒」「震災や原発事故等で避難している生徒」など、特に配慮が必要な生徒については、日常的に生徒の特性や状況を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携や周囲の生徒に対して必要な指導を組織的に行う。

イ 生徒の取組

- 「いじめは決して許されない」ことを理解し、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合う態度や心の通う人間関係を構築する態度を養う。

○生徒会活動において、いじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動や相談箱を置くなどして、主体的な取組を推進し、生徒の自己指導力を育成する。

ウ 保護者の取組

○家庭において、いじめを許さない道徳心や命の大切さを育むとともに、教育力の向上に努める。

○日頃から、子どもが悩み等を相談できる雰囲気作りに努める。

(2) いじめの早期発見

ア 教職員の取組

○教職員による生徒の観察や情報交換を定期的に行うとともに、いじめ悩み調査や個人面談を通して、訴えやすい環境作りに努める。

○いじめの被害生徒や保護者に対する支援や、いじめの加害生徒に対する助言のあり方を工夫し、学校全体で連携・協働する体制を構築する。

○24時間子供SOSダイヤル、メール相談窓口、その他各種相談窓口の周知を図る。

イ 生徒の取組

○教職員へ教育相談をしたり、保護者、友人に相談するなどして、早期対応を行う。

○必要に応じて、24時間子供SOSダイヤル、メール相談窓口など、学校外の電話相談を活用する。

ウ 保護者の取組

○子どもから相談を受け、いじめと判断される場合は、早期に教職員へ相談するなど措置に努める。必要に応じて、外部の関係機関とも連携を図る。

(3) いじめに対する措置

ア 教職員の取組

○生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴し、被害生徒やいじめを知らせてきた生徒（関係生徒）の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努め、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する。

○「いじめ対策委員会」が中心となり、速やかにその指導・支援体制に取り組む。

○「いじめられた生徒」本人及び関係生徒等から事実関係の聴取を行い、家庭訪問等により確実な情報を保護者へ伝える。様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応やいじめられた生徒に寄り添い支える体制づくりなど、被害生徒及びその保護者への支援を行う。また、状況に応じて、心理・福祉等の外部専門機関の協力を得る。

○「いじめた生徒」に関しては、状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう教育的配慮を行うとともに、関係機関との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。

○いじめが確認された場合、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止に努める。

○「いじめの解消」については、継続的な状況を踏まえ、組織的に判断する。また、解消した状況にあっても再発する可能性があることから、いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に観察する。

イ 生徒の取組

○聴き取り調査により、「いつ、誰から、どのような態様であったか」など、いじめの背景や人間関係の問題に関する事実確認に取り組む。

○いじめ問題においては、被害生徒や関係生徒の人権を守ることが最優先されることを、十分理解する。

ウ 保護者の取組

○いじめ問題と認知した場合は、学校や関係機関と協力して、解決に向けて取り組む。その際、個人情報やプライバシーには慎重に配慮する。

○子どもに対して、継続的な対応や心のケアを行われ、学校生活への必要な支援がなされるよう学校や関係機関との連携を深める。

4 その他

○「いじめ防止基本方針」は、入学時や年度始めに生徒・保護者等に説明したり、ホームページに公開して理解を得られるよう努める。

○「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められたり、生徒の生命に被害が生じると思われる場合は、警察等に通報の上、関係機関と連携した対応を行う。

○ライン、ツイッター、掲示板等のネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、携帯電話やネット上の誹謗中傷によるいじめにも配慮し、効果的な対処ができるようにする。

○メディア指導員等とも連携して、いじめ防止や早期発見に積極的に努め、ネット上の不適切な書き込み等については、被害拡大を避けるために直ちに削除する措置をとる。また、必要に応じ、警察等の関係機関との連携を図る。

○「いじめ防止基本方針」に基づく取組については、学校評価等により目標達成状況を評価し、取組の改善を図る。